

沖繩県の主管課に連絡を試みたが、かなり時間を要した事例も紹介され、非常時の行政と医療機関の連絡相談体制の整備の必要性が感じられた。

- (4) 診療制限に至る前段階での県立病院、琉球大学病院、周辺病院間の事前調整等の必要性に関する議題では、第9波において県立中部病院の救急外来における小児診療の制限を行った際に病院事業局より事前に近隣病院間では情報提供を行ったことが紹介された。しかし、診療所等に対しての情報が十分でなかったのではないかと考えられ、地区医師会への協力要請が必要であったのではと感じられた。今回のコロナ禍で明らかになったのは、時間外、休日の一次救急を担う医療機関の体制整備の不足である。今後、小児医療部会、救急医療部会が協調しながら、二次医療圏別の体制構築も検討するとのことであった。医師会としても、これらの体制整備に協力していく必要性を強く感じた。

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087